

南あわじ市入札参加資格制限基準

市が発注する工事又は製造の請負及び物件の買入れなどについて、競争入札を適正かつ円滑に行うため、入札参加資格制限の基準を次のとおり定めるものとする。

1 入札に参加させることができない者及び期間を定めて入札に参加させない者は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により、競争入札に参加させることができない者

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ていない者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、期間を定めて競争入札に参加させない者（これに該当する代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人を使用する者を含む。）及びその期間

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められる次に掲げる者・・・3年

(ア) 設計図書に基づかない粗悪な材料を故意に使用した者

(イ) 工事現場に搬入した検査済材料を許可なく故意に変更し使用した者

(ウ) 工事用材料の調合を故意に粗悪したと認められる者

(エ) 発注したものの数量若しくは品質を不正に変更した者

(オ) 工事又は製造について著しく不正のあった者

(カ) その他これらに類する行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたと認められる者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したと認められる次に掲げる者・・・1年6ヵ月以上3年以内

(ア) 偽計若しくは威力をもって入札の公正な執行を妨げ、起訴された者

(イ) 競争入札において、公正な価格の成立を害し、起訴された者

(ウ) 競争入札において、不正の利益を得る目的をもって連合し、起訴された者

(エ) その他これらに類する行為をした者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められる次に掲げる者・・・1年6ヵ月以上3年以内

(ア) 落札者が契約書を作成することを妨げた者

(イ) 落札者が契約保証金を納付することを妨げた者

(ウ) 地理的な理由等で威力をもって契約者の工事着手を妨げた者

(エ) 正当な理由なく、工事箇所への進入道路その他敷地の使用等について工事の執行を妨げた者

(オ) その他これらに類する行為をした者

エ 契約の履行確保のための監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたと認められる次に掲げる者 ・ ・ ・ ・ 1 年 6 ヶ月以上 3 年以内

(ア) 監督員又は検査員に対し、脅迫を加え職務の執行を妨げた者

(イ) 監督員又は検査員に対し、暴力を加え職務の執行を妨げた者

(ウ) その他これらに類する行為をした者

オ 正当な理由がなく、契約を履行しなかったと認められる次に掲げる者
・ ・ ・ ・ 6 ヶ月以上 2 年以内

(ア) 正当な理由がなく、入札し落札決定したにもかかわらず契約締結を拒んだ者

(イ) 契約書の各相当規定に基づき、契約を解除された者

カ 前アからオまでの規定により、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者 ・ ・ ・ ・ 前アからオまでにおいて認定した期間の残期間

2 下請等の禁止

契約担当者は、資格制限期間中の者が契約担当者の発注する建設工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない

附 則

この基準は、平成17年 1 月11日から適用する。

附 則

1 この基準は、平22年 4 月 1 日から適用する。

2 改正後の(2)の規定は、入札参加しようとする者が適用日以後の事実によりいずれかに該当すると認められるときについて適用し、適用日までの事実によりこの改正前の入札参加資格制限基準の(2)の規定のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、令和 7 年 5 月15日から適用する。